

平成19年度 工事契約制度の見直し

1. 見直しの趣旨

今年度から制限付き一般競争入札の対象工事の範囲を拡大するとともに、最低制限価格制度や特別重点調査制度の導入を行ったところであり、この改正により、著しい低入札は排除できたが、本市の落札率は、平成 17 年度で 88% 台、18 年度で 84% 台、今年度は 8 月末までで 80% 台といまだ低下傾向にある。特に土木工事については 76% 台となっている。

また、最低制限価格等を事前公表としていることから、くじ引きによる落札も増加している。

こうした状況を踏まえるとともに、地域経済や雇用への影響も考慮し、再度、工事契約制度を見直すこととした。

2. 見直しの内容

(1) 制度概要

「予定価格 1 億円未満」は、これまでの「最低制限価格」に代えて「失格基準（工事費構成費目ごとに定める。）」を導入する。

「予定価格 1 億円以上」は、これまでの「特別重点調査」に代えて「失格基準」を導入する。なお、特例政令適用一般競争入札（24.1 億円以上）は、制度上「失格基準」を導入できないことから、これまでどおり「特別重点調査」を継続する。

※「失格基準」は、調査基準価格（調査基準価格相当額）を下回る入札があった場合に、失格を判断する基準である。

※「特別重点調査」も継続するが、調査を行う基準は「失格基準」と同じである。

	(現行)	(見直し後)
24.1 億円	WTO 一般競争入札	調査基準価格 (低入札価格調査) 特別重点調査適用基準額 (特別重点調査)
1 億円	制限付き一般競争入札	調査基準価格 (低入札価格調査) 失格基準
1 千万円	指名競争入札	調査基準価格相当額 失格基準
500 万円		

(2) 調査基準価格及び失格基準（特別重点調査適用基準額）の水準

調査基準価格（現行）	調査基準価格（見直し後）
純工事費(*) × 1.0 + 現場管理費 × 0.2	純工事費 × 0.9 + 現場管理費 × 0.7 + 一般管理費 × 0.5

特重適用基準額、最低制限価格（現行）	特重適用基準額、失格基準（見直し後）
調査基準価格（相当額） × 0.9	純工事費 × 0.85 現場管理費 × 0.65 一般管理費 × 0.45

(*) 純工事費；直接工事費＋共通仮設費

(*) 失格基準は、純工事費、現場管理費及び一般管理費それぞれの費目で失格を判断する。

(3) 価格等の公表時期等

予定価格は事前公表とし、その他の調査基準価格（調査基準価格相当額）、特別重点調査適用基準額及び失格基準については事後公表とする。

なお、調査基準価格（調査基準価格相当額）を下回る金額での落札について、契約保証金の引上げ、前払い金の引下げなどの措置は継続する。

3. 導入時期

平成 20 年 1 月以降に公告する案件から実施する。